

草刈り機械等の無償貸出について

河川区域の草刈り作業従事者の身体的な負担減少と作業環境改善を目的として、宮崎、都城、西都、延岡、日向の5土木事務所が所有する草刈り機械等を1週間以内での無料貸出しを行っています。

※貸出し対象は5事務所管内で作業をする団体を基本とします

(注意) 機械等の故障による修繕対応などにより貸出しができない場合もあります

◆自走式草刈り機械

平面

不整地に強い大型機械



◆自走式法面草刈り機械

平面・法面

ハンドルが自在に上下左右に動く



◆付属品

必要に応じてアルミブリッジと燃料携行缶も貸出します。
※燃料携行缶は空の状態での貸出しとなります



アルミブリッジ

L=1,800mm

W=300mm

燃料携行缶
容量：20ℓ



<利用に当たっての注意事項>

- (1) 草刈り機械等の運搬・作業にかかる費用は借受者の負担となります。
(草刈り機械等の返還時は給油可能容量の上限まで給油し、その費用を負担するものとします)
 - (2) 草刈り機械等の引き渡し時は、「草刈り機械等貸出承諾書」、取引者本人であることが分かる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を御持参ください。
 - (3) 草刈り作業前には施工状況を把握し、落下物による機械の故障や転倒など事故のないよう注意をお願いします
 - (4) 草刈り機械等の破損、故障その他の異常や草刈り機械等の操作により第三者に損害を与えた、または自らが損害を負ったときは速やかに所管の土木事務所窓口へご連絡ください。
※事務所への報告に関する詳細は、貸出しに関する要領の第12条をご参照ください。
 - (6) 返還時、作業における泥はねによる汚れ、駆動部等への草の巻き付きなどがある場合は清掃の上返却してください。（清掃方法は取扱い説明を参照ください）
- ※詳しくは、宮崎県河川課ホームページをご確認ください。

草刈り機械等に関する申請手続き方法について

1. 手続きの流れ

利用者

空き状況の確認（窓口・電話）

貸出申込書の提出（持参・郵送・FAX・メール）

- ※様式は宮崎県河川課ホームページからダウンロードできます。
- ※貸出しを受けようとする日の1か月前から7日前までに物品借用申請書及び物品借用書を提出してください。
- ※物品借用申請書及び物品借用書を窓口または郵送以外で提出した場合は原本を草刈り機械の受け取り時に持参してください。

7日以内

草刈り機械等の運搬（貸出）



草刈り作業の実施



草刈り機械等の運搬（返還）

宮崎、都城、西都、延岡土木事務所

申込書の受理・草刈り機械等の準備

貸出承諾書を利用者へ報告（先着順）

引渡日時の調整

- ※引渡し時の連絡がありますので、宮崎、都城、西都、延岡の4土木事務所の窓口へ直接お越しください。
- ※引渡し時に、貸出承諾書と引取者本人であることが分かる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を御持参ください。
- ※草刈り機械等の引渡、返還時に、利用者・土木事務所職員の双方が汚損状況及び稼働状況を確認し、署名します。

草刈り機械等の受取

※急な故障などにより貸出しが困難となる場合があります

2. 手続き窓口

【受付時間】平日午前9時から午後4時

- 宮崎土木事務所 用地課管理担当
住所：宮崎市橋通東1の9の10
電話：0985-26-7285 FAX：0985-26-7320
mail：miyazaki-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- 都城土木事務所 用地課管理担当
住所：宮崎県都城市北原町24の21
電話：0986-23-4512 FAX：0986-24-3755
mail：miyakonojo-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- 西都土木事務所 総務課管理担当
住所：宮崎県西都市大字三宅字下鶴9451
電話：0983-43-2221 FAX：0983-42-1040
mail：saito-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- 延岡土木事務所 用地課管理担当
住所：宮崎県延岡市愛宕町2の15
電話：0982-21-6143 FAX：0982-21-8032
mail：nobeoka-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
- 日向土木事務所 用地課管理担当
住所：宮崎県日向市中町2の14
電話：0982-52-4171 FAX：0982-53-5687
mail：hyuga-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

